

京都府理学療法士等修学資金の手引き (令和7年度版)

第1－1	修学資金の概要（令和7年4月1日現在）	1ページ
第1－2	主な用語の定義	2ページ
第2－1	令和7年度の修学資金の貸与の申請の手続き	3ページ
第2－2	令和7年度の修学資金の入金に係る手続き	6ページ
第3－1	養成施設等に在学時の届出等	8ページ
第3－2	養成施設等卒業時・免許取得時・免除条件施設等における業務従事時等の届出等	9ページ
第3－3	免除条件施設等における業務従事後、返還の免除を受けるまでの届出等	10ページ
第4－1	免除条件施設等における業務に従事したことによる修学資金の返還の免除の手続き	11ページ
第4－2	その他の返還を免除されるとき	12ページ
第5－1	修学資金の返還が必要となるとき及び返還の手続き	13ページ
第5－2	修学資金を返還中の主な届出	15ページ
	京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例	16ページ
	京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例施行規則	17ページ

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター

第1-1 修学資金の概要（令和7年4月1日現在）

1 趣旨等

京都府では、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の養成及び確保に資するため、京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例（以下「条例」といいます。）及び京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）に基づき、理学療法士等修学資金（以下「修学資金」といいます。）を予算の範囲内において貸与しています。（条例第1条）

- ① 条例の条文は、この手引きの16ページに記載しています。
- ② 規則の条文は、この手引きの17ページから20ページまでに記載しています。

2 貸与月額等

(1) 貸与月額

3万6,000円（条例第2条・規則第1条）

(2) 利息

無利息（条例第2条）

(3) 貸与を受けられる期間

3年（貸与を受けようとする年度に、それぞれ貸与の申請が必要です。）

3 返還の免除・返還

- (1) 修学資金は、要件を満たしたときは、その全部又は一部の返還を免除されます。
- (2) 修学資金の一部の返還を免除されたときは、残額を返還していただくこととなります。
- (3) 修学資金の返還を免除されなかったときは、全部を返還していただくこととなります。

4 他の奨学金等との併給

- (1) 修学資金は、他の奨学金等の併給を禁止されていません。
- (2) 他の奨学金等が修学資金との併給を禁止されているかどうかについては、他の奨学金の管理団体等にお問い合わせください。

5 書類提出先・問合せ先・サイト

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター

(1) 住所・電話番号・Eメール

- ① 住 所：〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465 京都府立医科大学内
- ② 電話番号：075-251-5387（直通）
- ③ Eメール：rehabili@pref.kyoto.lg.jp

(2) 時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

(3) サイト

京都府ホームページ内のサイト「京都府理学療法士等修学資金」に、この手引き、府指定様式、修学生の皆様へのお知らせなどを掲載しています。

(URL：<https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/shuugakushikin.html>)

第1－2 主な用語の定義

1 養成施設等

次の(1)及び(2)の施設のことをいいます。(条例第2条)

- (1) 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号又は第12条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設
- (2) 言語聴覚士法第33条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所

2 免除条件施設等における業務

京都府内の次の(1)から(9)までに掲げる施設等において、理学療法士及び作業療法士法第2条第1項に規定する理学療法及び同条第2項に規定する作業療法を行う業務並びに言語聴覚士法第2条に規定する訓練、検査及び援助を行う業務のことをいいます。(条例第3条・規則第2条)

- (1) 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所
- (2) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センター
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (4) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する訪問看護の事業を行う事業所
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 健康増進法第17条第1項に規定する健康の増進を図るための業務を行う施設
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (9) 上記(1)から(8)までに掲げる施設等に準じる施設等

就職しようとしている施設等が上記の(1)から(8)までのいずれに該当するかどうかについては、その施設等に確認してください。

第2-1 令和7年度の修学資金の貸与の申請の手続き

1 貸与の対象となる方

貸与の対象となる方は、次の(1)から(4)までの要件を全て満たしている方です。

(1) 養成施設等に在学していること。(条例第2条)

- ① 京都府外にある養成施設等に在学している方も対象となります。
- ② 京都府外に居住している方も対象となります。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を受け、直ちに、免除条件施設等における業務に従事しようとする意思を有すると認められること。(条例第3条)

(3) 連帯保証人2名を立てることができること。(規則第3条)

- ① 連帯保証人は、弁済の資力のある方を立ててください。
- ② 申請者の父及び母のそれぞれに弁済の資力がある場合には、父及び母を連帯保証人とすることもかまいません。

(4) 令和6年度までに修学資金の貸与を受けていないこと又は令和6年度までに修学資金の貸与を受けた期間が2年以下であること。

2 令和7年度の募集区分・募集人数

募集区分・募集人数は下表のとおりです。

募集区分		募集人数
区分A	高等学校卒業時の住所が京都府内である方	40名
区分B	高等学校卒業時の住所が京都府外である方	20名
合計		60名

3 貸与の決定

上記2の募集区分ごとに、次の順で募集人数に達するまで貸与の決定をします。

順位	内容
第1順位	令和6年度において修学資金の貸与を受けた方
第2順位	丹後地域又は中丹地域において免除条件施設等における業務に従事することを誓約し、 <u>作業療法士</u> の養成施設等に在学している方
第3順位	丹後地域又は中丹地域において免除条件施設等における業務に従事することを誓約し、 <u>言語聴覚士</u> の養成施設等に在学している方
第4順位	丹後地域又は中丹地域において免除条件施設等における業務に従事することを誓約し、 <u>理学療法士</u> の養成施設等に在学している方
第5順位	<u>作業療法士</u> の養成施設等に在学している方（第2順位の方を除く。）
第6順位	<u>言語聴覚士</u> の養成施設等に在学している方（第3順位の方を除く。）
第7順位	<u>理学療法士</u> の養成施設等に在学している方（第4順位の方を除く。）

- ① 第2順位から第4順位までで貸与の決定を受けようとする場合には、貸与の申請に当たり、丹後地域・中丹地域での就業の誓約書（府指定様式）の提出が必要です。
- ② 丹後地域は、京丹後市、宮津市、伊根町及び与謝野町です。
- ③ 中丹地域は、舞鶴市、福知山市及び綾部市です。
- ④ ある順位内で募集人数に達する場合は、その順位内では抽選により決定します。

4 提出書類

(1) 理学療法士等修学資金貸与申請に係る応募区分等申告表【府指定様式】

(2) 理学療法士等修学資金貸与申請書（両面）【府指定様式】（規則第3条）

- ① 文字は、字画を明確にしてください。
- ② 両面印刷としてください。表と裏の両方に記入・押印する箇所があります。
- ③ 黒のボールペン、ペン等（いわゆる消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ④ 申請者の氏名、住所等は、申請者が自署してください。申請者の住所は、住民票記載の住所を記入してください。**申請者の電話番号は、連絡のとりやすい電話番号を記入してください。**
- ⑤ 連帯保証人の氏名、住所等は、連帯保証人が自署し、いわゆる実印を押印してください。連帯保証人の住所は、印鑑登録証明書記載の住所を記入してください。

【よくある記入等の誤り】

- ① 申請者の住所欄に、住民票記載の住所ではない住所を記入している。
- ② 連帯保証人の印鑑が、いわゆる実印でない。
- ③ 裏面の記入・押印が漏れている。

(3) 養成施設等の在学証明書兼推薦書【府指定様式】（規則第3条）

(4) 申請者の住民票の写し

- ① 住所、氏名及び生年月日以外の事項の記載は不要です。
- ② 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りです。
- ③ コピーの提出は不可とします。

(5) 理学療法士等修学資金貸与申請書に押印した連帯保証人の印鑑に係る印鑑登録証明書

- ① 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りです。
- ② コピーの提出は不可とします。

(6) 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書【府指定様式】

- ① 文字は、字画を明確にしてください。
- ② 黒のボールペン、ペン等（いわゆる消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ③ 申請者の氏名、住所等は、申請者が自署してください。申請者の住所は、住民票記載の住所を記入してください。
- ④ 連帯保証人の氏名、住所等は、連帯保証人が自署し、いわゆる実印を押印してください。連帯保証人の住所は、印鑑登録証明書記載の住所を記入してください。

【よくある記入等の誤り】

- ① 申請者の住所欄に、住民票記載の住所ではない住所を記入している。
- ② 連帯保証人の印鑑が、いわゆる実印でない。

(7) 丹後地域・中丹地域での就業の誓約書【府指定様式】

- ① 第2順位から第4順位までで決定を受けようとする方は、提出が必要です。
- ② 住所及び氏名は、申請者が自署してください。

5 提出先・提出方法・提出期限

(1) 提出先

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター
（住所等は、第1-1の5（1ページ）をご覧ください。）

(2) 提出方法

郵送（書留等の郵便追跡サービスを利用し、書類の提出状況を管理してください。）

(3) 提出期限

令和7年5月12日（月）（当日消印有効）

6 貸与の決定等の通知等

- (1) 申請者に貸与の可否について通知します。(規則第4条)
- (2) 貸与の決定を受けた申請者の連帯保証人に、貸与の完了後（令和8年3月）に貸与を決定した旨及び貸与した額を通知します。
- (3) 貸与の決定を受けた方は、第2－2（6ページ）に記載の入金の手続きをしてください。

7 留意事項

- (1) 提出された書類は、返却いたしません。
- (2) 貸与の決定を受けた方が辞退された場合は、追加で貸与の決定をすることがあります。
- (3) 上記5の(3)の提出期限までの申請者数が募集人数に達しない場合は、追加募集をすることがあります。追加募集をするときは、京都府ホームページ内のサイト「京都府理学療法士等修学資金」でお知らせします。(URL : <https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/shuugakushikin.html>)

第2-2 令和7年度の修学資金の入金に係る手続き

1 提出書類

(1) 請求書【府指定様式】

- ① 請求書の様式は、貸与の決定を受けた方に京都府リハビリテーション支援センターから送付いたします。
- ② 請求書は、4期分の計4枚の提出が必要です。
- ③ 文字は、字画を明確にしてください。
- ④ 黒のボールペン、ペン等（いわゆる消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ⑤ 住所は、住民票記載の住所を記入してください。
- ⑥ 印鑑は、理学療法士等修学資金貸与申請書に押印した印鑑と同じものとしてください。

【ゆうちょ銀行の口座への入金を請求する場合】

- ① 振込用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。
- ② 振込用の店名・預金種目・口座番号は、ゆうちょ銀行ホームページのサイト「記号番号から振込用の店名・預金種目・口座番号を調べる」で調べることができます。
https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

(2) 振込先を確認できる資料（預金通帳、キャッシュカード等の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が分かる部分のコピー）

令和6年度に修学資金の貸与を受けた方で、令和6年度と同じ口座に入金を請求する場合は、提出しなくてもかまいません。

(3) 委任状（※申請者以外の方の名義の口座への入金を請求する場合に提出が必要です。）

- ① 申請者名義の口座に入金を請求する場合は、提出不要です。
- ② 文字は、字画を明確にしてください。
- ③ 黒のボールペン、ペン等（いわゆる消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ④ 住所は、住民票記載の住所を記入してください。
- ⑤ 印鑑は、理学療法士等修学資金貸与申請書に押印した印鑑と同じものとしてください。

2 提出先・提出方法・提出期限

(1) 提出先

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター（住所等は、第1-1の5（1ページ）をご覧ください。）

(2) 提出方法

郵送

(3) 提出期限（規則第5条第2項）

提出書類	提出期限	備考
第1期（令和7年4月～6月）分の請求書	令和7年6月10日（火）	第1期分の請求書等と同封して送付しても差し支えありません。
振込先を確認できる資料		
委任状		
第2期（令和7年7月～9月）分の請求書	令和7年9月10日（水）	
第3期（令和7年10月～12月）分の請求書	令和7年12月10日（水）	
第4期（令和8年1月～3月）分の請求書	令和8年3月10日（火）	

3 入金予定日

(1) 提出期限までに提出された方への入金予定日等は、下表のとおりです。(規則第5条第1項)

	入金予定日	入金額	その他
第1期(令和7年4月～6月)分	令和7年6月30日(月)	10万8,000円	請求書記載の口座に振り込みます。
第2期(令和7年7月～9月)分	令和7年9月30日(火)	10万8,000円	
第3期(令和7年10月～12月)分	令和7年12月24日(水)	10万8,000円	
第4期(令和8年1月～3月)分	令和8年3月25日(水)	10万8,000円	
合計		43万2,000円	

(2) 上記の入金予定日を変更する場合は、京都府ホームページ内のサイト「京都府理学療法士等修学資金」でお知らせします(URL : <https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/shuugakushikin.html>)

(3) 提出期限までに請求書等を提出しなかった方については、入金が入金予定日以降となることがありますが、その旨の連絡はいたしません。

(4) 京都府からは入金を完了した旨の連絡はいたしません。

第3—1 養成施設等に在学時の届出等

1 休学・復学・退学したとき（規則第11条第1項第3号）

(1) 提出書類

- ① 休学・復学・退学届〔府指定書式〕
- ② 休学・復学・退学したことを証する書類

(2) 提出期限

休学・復学・退学後速やかに

(3) 留意事項

- ① 休学開始月の翌月から復学月までの間は修学資金の貸与を休止します。（規則第6条第2項）
- ② 退学したときは、修学資金の貸与の決定を取り消しますので、修学資金を返還する必要が生じます。修学資金の返還手続きについては、第5—1（13ページ）をご覧ください。

2 修学生が氏名又は住所を変更したとき（規則第11条第1項第1号）

(1) 提出書類

- ① 氏名・住所変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

(3) 留意事項

届出をしなかった場合は、修学資金を即時に返還しなければならなくなる場合があります。
（貸与申請書の特約事項第5条第4号）

3 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき（規則第11条第1項第6号）

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人の氏名・住所等変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

4 その他の届出等が必要なとき

- (1) 心身の不調により修学の見込みがなくなったとき、停学その他の処分を受けたとき等も届出が必要となりますので、当支援センターに連絡してください。（規則第11条第1項第2号・第4号）
- (2) 修学生が破産手続開始の決定を受けた場合は、修学資金を即時に全額返還する必要がありますので、直ちに当支援センターに連絡してください。（貸与申請書の特約事項第5条第1号）
- (3) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けた場合は、新たな連帯保証人を立てていただく必要がありますので、当支援センターに連絡してください。（民法第450条第1項）

第3-2 養成施設等卒業時・免許取得時・免除条件施設等における業務従事時等の届出等

1 令和6年度に養成施設等を卒業したとき（規則第11条第1項第5号）

(1) 提出書類

- ① 卒業届 [府指定様式]
- ② 養成施設等発行の卒業証明書

(2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

(3) 養成施設を卒業できなかったとき

令和6年度に養成施設等を卒業見込であった方が、卒業できなかったとき（留年をしたとき）は、養成施設等発行の令和7年度の在学証明書を令和7年6月2日(月)までに提出してください。

2 令和7年2月実施の理学療法士等の国家試験に合格し、理学療法士等の免許を受けたとき（規則第11条第1項第7号）

(1) 提出書類

- ① 免許取得届 [府指定様式]
- ② 理学療法士等の免許証又は登録済証明書のコピー

(2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

(3) 国家試験に不合格であった場合

- ① 国家試験の再受験の意思があるかどうか確認したいので、当支援センターに連絡してください。（規則第7条第2項）
- ② 再受験の意思がないとき及び令和6年度以前において理学療法士等試験の再受験の承認を受けていたときは、修学資金を返還する必要があります。

3 免除条件施設等における業務に従事したとき（規則第11条第1項第9号）

(1) 提出書類

業務従事届（施設等の長の証明のあるもの）[府指定様式]

(2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

(3) 免除条件施設等における業務に従事しなかったとき

理学療法士等の免許を受けた後、直ちに免除条件施設等における業務に従事しなかったときは、修学資金を返還する必要がありますので、当支援センターに連絡してください。（規則第7条第1項第2号）

4 卒業、免除条件施設等における業務従事に伴い住所を変更したとき

(1) 提出書類

- ① 住所・氏名変更届 [府指定様式]
- ② 住所を変更したことを証する書面

(2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

第3-3 免除条件施設等における業務従事後、返還の免除を受けるまでの届出等

1 免除条件施設等における業務に引き続き従事しているとき

(1) 提出書類

従事証明書（免除条件施設等の長の証明のあるもの）〔府指定様式〕

直近に提出した従事証明書の証明期間の末日の翌日から令和7年4月のいずれかの日までの間に従事した全ての免除条件施設等の長の従事証明書が必要です。

(2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

2 1の(1)の書類を提出後に免除条件施設等における業務の従事先を変更したとき

(1) 提出書類

- ① 従事先変更届〔府指定様式〕
- ② 変更前の免除条件施設等に係る従事証明書〔府指定様式〕

(2) 提出期限

変更したときから速やかに

3 免除条件施設等における業務に従事しなくなったとき

免除条件施設等における業務に従事しなくなったときは、修学資金の全部又は一部を返還する必要がありますので、第5-1（13ページ）をご覧ください。

4 修学生が氏名又は住所を変更したとき

(1) 提出書類

- ① 氏名・住所変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

(3) 留意事項

届出をしなかった場合は、修学資金を即時に返還しなければならない場合があります。

5 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人の氏名・住所等変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

6 その他の届出等が必要なとき

- (1) 修学生が破産手続開始の決定を受けた場合は、修学資金を即時に全額返還する必要がありますので、直ちに当支援センターに連絡してください。
- (2) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けた場合は、新たな連帯保証人を立てていただく必要がありますので、当支援センターに連絡してください。

第4-1 免除条件施設等における業務に従事したことによる修学資金の返還の免除の手続き

1 修学資金の全部の返還を免除されるとき及び手続き

(1) 全部の返還を免除されるとき（条例第4条第1項第1号）

養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を受け、直ちに、免除条件施設等における業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、**引き続き5年間業務に従事**したとき。

① 業務に従事した期間の起算日は、次のア及びイのうちいずれか遅い方の日となります。

ア 免除条件施設等に就職した日

イ 理学療法士名簿、作業療法士名簿又は言語聴覚士名簿に登録された日

② 例えば、免除条件施設等への就職日が令和7年4月1日、理学療法士名簿の登録日が令和7年4月15日である場合は、業務に従事した期間の起算日は令和7年4月15日となります。

(2) 提出書類

① 理学療法士等修学資金返還免除申請書

② 従事証明書

2 修学資金の一部の返還を免除されるとき及び免除される額

(1) 免除されるとき（条例第4条第2項第2号・規則第9条第1項）

養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を受け、直ちに、免除条件施設等における業務に従事し、**引き続き修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）**以上当該業務に従事したとき。

① 業務に従事した期間の起算日は、次のア及びイのうちいずれか遅い方の日となります。

ア 免除条件施設等に就職した日

イ 理学療法士名簿、作業療法士名簿又は言語聴覚士名簿に登録された日

② 例えば、免除条件施設等への就職日が令和7年4月1日、理学療法士名簿の登録日が令和7年4月15日である場合は、業務に従事した期間の起算日は令和7年4月15日となります。

(2) 免除される額

返還を免除される額は、次の式により算出します。（規則第9条第2項）

$$\text{免除額} = \text{貸与を受けた修学資金の額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{免除条件施設等における業務に従事した月数} \\ \text{（業務に従事できなかった期間を除く。）} \end{array}}{84\text{月}}$$

(3) 提出書類

① 理学療法士等修学資金返還免除申請書

② 従事証明書

(4) 留意事項

残額については返還する必要がありますので、返還の手続きをしてください。

第4－2 その他の返還を免除されるとき

1 免除条件施設等における業務の従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（条例4条第1項第2号）

(1) 免除される額

全額

(2) 提出書類

- ① 理学療法士等修学資金返還免除申請書
- ② 免除条件施設等における業務の従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったことを証する書面

2 その他

死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったとき等は、修学資金の全部又は一部の返還を免除されることがあります。（条例第4条第2項）

第5-1 修学資金の返還が必要となるとき及び返還の手続き

1 返還する必要があるとき（規則第7条第1項）

(1) 修学資金の貸与の決定が取り消されたとき。

- ① 貸与の決定は、次のときに取り消されます。（規則第6条第1項）
 - ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - エ 修学資金の貸与を辞退したとき。
 - オ 死亡したとき。
 - カ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ② 貸与の決定を取り消された後も、引き続き養成施設等に在学しているときは、申請により修学資金の返還を猶予されます。（規則第8条第1項第2号）

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を受けた後、直ちに、免除条件施設等における業務に従事しなかったとき。

(3) 免除条件施設等における業務に従事しなくなったとき。

(4) 業務上以外の事由により死亡したとき又は業務に起因しない心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

免除条件施設等における業務の従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、全部の返還を免除されます（12ページ）。

2 返還期間・返還方法

(1) 返還期間

上記の1の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（休学中・停学中に修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間内となります。（規則第7条第1項）

(2) 返還方法

一括払又は均等払（月賦又は最長半年賦）（規則第7条第1項）

3 提出書類

(1) 理学療法士等修学資金返還計画承認申請書（両面）〔府指定様式〕

- ① 両面印刷としてください。表と裏の両面に記入していただく箇所があります。
- ② 文字は、字画を明確にしてください。
- ③ 黒のボールペン、ペン等（いわゆる消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ④ 申請者の氏名、住所等は、申請者が自署してください。申請者の住所は、住民票記載の住所を記入してください。申請者の電話番号は、連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
- ⑤ 連帯保証人は2名立てる必要があります。弁済の資力のある方としてください。
- ⑥ 連帯保証人の氏名、住所等は、連帯保証人が自署し、いわゆる実印を押印してください。連帯保証人の住所は、印鑑登録証明書記載の住所を記入してください。

(2) 申請者の住民票の写し

- ① 住所、氏名及び生年月日以外の事項の記載は不要です。
- ② 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りします。
- ③ コピーの提出は不可とします。

(3) 理学療法士等修学資金返還計画承認申請書に押印した連帯保証人の印鑑に係る印鑑登録証明書

- ① 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りします。
- ② コピーの提出は不可とします。

4 提出期限

上記1の(1)から(4)までのいずれかの事由が生じた日から15日以内（規則第7条第5項）

提出書類の提出が遅れても、返還期間は返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算します。

5 留意事項

- (1) 災害、疾病等のやむを得ない事由により修学資金を返還すること困難な状況にあるときは、申請により、その状況が継続している期間、返還が猶予される場合があります。（規則第8条第2項）
- (2) 上記1の事由のほか、返還計画承認申請書の特約事項第5条の規定により、即時に全額を返還しなければなくなることがあります。
- (3) 修学資金を返還期日までに返還しなかった場合は、遅延利息を支払う必要が生じるときや法的措置を講じるときがあります。

第5-2 修学資金を返還中の主な届出

1 修学生が氏名又は住所を変更したとき（規則第11条第1項第1号）

(1) 提出書類

- ① 氏名・住所変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

(3) 留意事項

届出をしなかった場合は、修学資金を即時に返還しなければならないときがあります。
(理学療法士等修学資金貸与申請書の特約事項第5条第4号、理学療法士等修学資金返還計画承認申請書の特約事項第5条第4号)

2 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき（規則第11条第1項第6号）

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人の氏名・住所等変更届〔府指定様式〕
- ② 氏名又は住所を変更したことを証する書類

(2) 提出期限

氏名又は住所の変更後速やかに

3 その他の届出等が必要なとき

- (1) 修学生が破産手続開始の決定を受けた場合は、修学資金を即時に全額返還する必要がありますので、直ちに当支援センターに連絡してください。
- (2) 連帯保証人が破産手続開始の決定を受けた場合は、新たな連帯保証人を立てていただく必要がありますので、当支援センターに連絡してください。

京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例（平成8年京都府条例第9号）

（趣旨）

第1条 この条例は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の養成及び確保に資するため、将来府の区域内において理学療法士等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の対象及び方法）

第2条 知事は、次に掲げる施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号又は第12条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設
- (2) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所

（貸与の条件）

第3条 修学資金は、貸与を受けようとする者が、養成施設等を卒業した日（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日。以下同じ。）から1年を経過する日までに理学療法士及び作業療法士法第3条の規定による免許又は言語聴覚士法第3条の規定による免許（以下「免許」という。）を受け、直ちに、府の区域内の施設等における業務で規則で定めるものに従事しようとする意思を有すると認められる場合に貸与するものとする。

（返還の免除）

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに免許を受け、直ちに、前条に規定する業務に従事し、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間業務に従事したとき。
 - (2) 前号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（略）

（貸与額）

第1条 京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例（平成8年京都府条例第9号。以下「条例」という。）第2条の修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与額は、月額3万6,000円とする。

（対象業務）

第2条 条例第3条の規則で定める府の区域内の施設等における業務は、府の区域内の次に掲げる施設等において、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第1項に規定する理学療法及び同条第2項に規定する作業療法を行う業務並びに言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第2条に規定する訓練、検査及び援助を行う業務とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センター
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム及び同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護の事業を行う事業所
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に規定する健康の増進を図るための業務を行う施設
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (9) 前各号に掲げる施設等に準じる施設等

（貸与の申請）

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2名を立てて、理学療法士等修学資金貸与申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 養成施設等の在学証明書
- (2) 養成施設等の長の推薦書

（貸与の決定）

第4条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、その旨を理学療法士等修学資金貸与決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（貸与の方法）

第5条 知事は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

- 2 修学資金の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日（特に知事が指定したときは、その日）までに請求書を知事に提出しなければならない。

（貸与の決定の取消し、貸与の休止及び貸与の保留）

第6条 知事は、修学資金の貸与決定通知を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、第4条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。

- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 知事は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金を貸与しない。
- 3 知事は、貸与決定者が第1項第2号、第3号又は第6号に該当するおそれがあると認めるときは、修学資金の貸与を一時保留することがある。
- 4 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、理学療法士等修学資金貸与辞退届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき、貸与を休止したとき又は貸与を保留したときは、その旨をそれぞれ理学療法士等修学資金貸与取消通知書（別記第5号様式）、理学療法士等修学資金貸与休止通知書（別記第6号様式）又は理学療法士等修学資金貸与保留通知書（別記第7号様式）により当該貸付決定者に通知する。

（返還）

- 第7条** 修学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、一括払又は月賦若しくは最長半年賦の均等払で返還しなければならない。
- (1) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。
 - (2) 養成施設等を卒業した日（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日。以下同じ。）から1年を経過する日までに、条例第3条の免許を受けた後、直ちに、第2条に規定する業務（以下「免除条件施設等における業務」という。）に従事しなかったとき。
 - (3) 免除条件施設等における業務に従事しなくなったとき。
 - (4) 業務上以外の事由により死亡したとき又は業務に起因しない心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 修学生が災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により理学療法士及び作業療法士法第9条に定める理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験又は言語聴覚士法第29条に定める試験（以下「試験」という。）を受験することができなかった場合又は試験に合格することができなかった場合において、知事が、当該修学生に次年度の試験を受験する意思があると認めるときは、前項第2号中「卒業した日（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日。以下同じ。）」とあるのは、「卒業した年度（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した年度）の翌年度の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験又は言語聴覚士国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、事由の発生した日から15日以内に理学療法士等国家試験再受験承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、理学療法士等国家試験再受験承認通知書（別記第9号様式）により申請者に通知する。
- 5 修学資金を返還しなければならない者は、第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた日から15日以内に理学療法士等修学資金返還計画承認申請書（別記第10号様式）により返還計画を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、理学療法士等修学資金返還計画承認通知書（別記第11号様式）により申請者に通知する。
- 7 第5項の規定により返還計画を提出した者が返還計画を変更しようとするときは、理学療法士等修学資金返還計画変更申請書（別記第12号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

い。ただし、既に履行期が到来している分については、返還計画を変更することはできない。

- 8 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、理学療法士等修学資金返還計画変更承認通知書（別記第13号様式）により申請者に通知する。

（返還の猶予）

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 条例第4条に規定する修学資金返還免除の要件を充足する過程にあるとき。
 - (2) 修学資金の貸与決定を取り消された後も、引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
 - (3) 当該養成施設等を卒業後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了後）、更に他種の養成施設等（条例第2条に規定する養成施設等に限る。以下同じ。）において修学しているとき。
- 2 知事は、修学生が、災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるときは、その状況が継続している期間、修学資金返還債務の履行を猶予することができる。
- 3 前2項の規定により修学資金返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、理学療法士等修学資金返還猶予申請書（別記第14号様式）に申請事由を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、条例第4条第1項第1号に規定する修学資金返還免除の要件を充足する過程にあるときは、その事実を証する書類の提出をもって理学療法士等修学資金返還猶予申請があったものとみなす。
- 4 前項ただし書の書類の提出は、毎年5月末日までにしなければならない。
- 5 知事は、修学資金返還債務の履行の猶予をする旨の決定をしたときは理学療法士等修学資金返還猶予決定通知書（別記第15号様式）により、猶予をしない旨の決定をしたときは理学療法士等修学資金返還猶予不承認通知書（別記第16号様式）により、第3項の申請者に通知する。

（返還の免除）

第9条 条例第4条第2項第2号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 修学生が養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに条例第3条の免許を受け、直ちに、免除条件施設等における業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）以上当該業務に従事したとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、知事が特別の事由があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することができる返還債務の額は、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、免除条件施設等における業務に引き続き従事した期間を、84月で除して得た数値を履行期の到来していない返還債務の額に乗じて得た額とする。
- 3 条例第4条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、理学療法士等修学資金返還免除申請書（別記第17号様式）に同条第1項各号又は第2項各号に該当する事実を証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。ただし、同条第1項第1号の規定により修学資金の返還の免除を受けようとするときは、同号に該当する事実を証する書類の提出をもって理学療法士等修学資金返還免除申請があったものとみなす。
- 4 知事は、修学資金返還の免除をする旨の決定をしたときは理学療法士等修学資金返還免除決定通知書（別記第18号様式）により、返還を免除しない旨の決定をしたときは理学療法士等修学資金返還免除不承認通知書（別記第19号様式）により、前項の申請者に通知する。

（遅延利息）

第10条 修学生が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

- 2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証する書類を添えてその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10号に該当した旨を届け出る場合は、その事実を証する書類の添付を要しない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。
- (3) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 養成施設等を卒業したとき（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したとき。以下同じ。）。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があつたとき。
- (7) 理学療法士等の免許を受けたとき。
- (8) 他種の養成施設等に入学したとき又は当該養成施設等を退学し、若しくは卒業したとき。
- (9) 免除条件施設等における業務に従事したとき又は業務の従事先を変更したとき。
- (10) 免除条件施設等における業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(略)